

## BOATRACE地域振興クーポン事業 実施要項

### 1. 概要

#### (1) 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、大きな打撃を受けたボートレース場周辺地域の様々な地場産業の再活性化及びボートレース場の活性化を目的として、ボートレース場へ訪れた方々に地元の各店舗で利用可能な地域振興クーポンを発行することで、地域住民の消費を促し、地域産業を活性化させることを目的とする。

#### (2) 名 称

BOATRACE 地域振興クーポン事業

#### (3) 主 催

浜名湖競艇企業団 (BOATRACE 浜名湖)、常滑市ボートレース事業局 (BOATRACE 常滑)、鳴門市企業局 (BOATRACE 鳴門)、丸亀市ボートレース事業局 (BOATRACE 丸亀)、周南市ボートレース事業局 (BOATRACE 徳山)、下関市ボートレース企業局 (BOATRACE 下関)、北九州市公営競技局 (BOATRACE 若松)、唐津市ボートレース企業局 (BOATRACE 唐津)、大村市競艇企業局 (BOATRACE 大村)、一般財団法人 BOATRACE 振興会

#### (4) 種 類

1,000円券、200円券

#### (5) 発行金額

	総額	1000円券	200円券
浜名湖	1,000万円	900万円 (9,000枚)	100万円 (5,000枚)
常滑	1,000万円	900万円 (9,000枚)	100万円 (5,000枚)
鳴門	700万円	630万円 (6,300枚)	70万円 (3,500枚)
丸亀	500万円	450万円 (4,500枚)	50万円 (2,500枚)
徳山	1,000万円	900万円 (9,000枚)	100万円 (5,000枚)
下関	1,000万円	900万円 (9,000枚)	100万円 (5,000枚)
若松	1,000万円	900万円 (9,000枚)	100万円 (5,000枚)
唐津	1,000万円	900万円 (9,000枚)	100万円 (5,000枚)
大村	1,500万円	1,350万円 (13,500枚)	150万円 (7,500枚)

※規定上限数の事業費(最大1000万円)の半額である最大500万円分は当会が負担し、上限超過数の事業費並びにツール制作費は、施行者が負担する。なお、その場合の発行総数は最大1500万円とする。

#### (6) 想定使用者

本場並びに外向発売所の本場来場者、有料席利用者及び関連イベントへの参加者

## (7) 使用期限

2022年1月10日（月祝）

## 2. 参加店舗

周辺地域で下記に掲げる業種を営み、『BOATRACE 地域振興クーポン』を使用できる店舗

- ・宿泊業（旅館・ホテル） ・飲食業 ・食品販売 ・製造業 ・小売業
- ・サービス業 ・観光業 ・レジャー業 ・その他

ただし、原則として次の①～④に該当する店舗は除きます。

- ①ボートレース場内の店舗または敷地内に併設している店舗
- ②特定の宗教団体、政治団体と直接関わる営業を行っている店舗
- ③役員等が暴力団、暴力団員その他反社会的勢力と関係を有している者に該当する店舗
- ④クーポン券の使用対象にならない物品、サービスのみを取扱う店舗

## 3. クーポン券の使用に当たっての留意事項

(1) クーポン券は、発行されたボートレース場周辺の取扱店舗での使用に限ります。

※取扱店舗の一覧は、ボートレース場並びに関連団体のホームページよりお知らせします。

(2) クーポン券は、ボートレース場内の店舗ではご利用できません。

(3) クーポン券を使用するとき、額面金額以内の使用であってもお釣りは出ません。

(4) クーポン券の現金との交換、譲渡、転売はできません。

(5) クーポン券で使用できないものは、次のとおりです。

①換金性の高いもの

（商品券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカードなど）の購入

②土地及び家屋の購入

③風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの

④たばこ事業法第36条第1項に規定するたばこの小売販売

⑤国や地方公共団体への支払い

⑥参加店舗が使用を不可とした商品

⑦法律で商品券による購入が禁じられているもの

⑧その他、主催者並びに関連団体が協議して使用対象とならないと判断されたもの

## 4. 精算・換金方法

・別紙「運用概要書」のフローに基づき、各ボートレース場別に決定したルールに則って行ってください。

・最終期限後の請求並びに換金のお手続きには一切対応いたしませんので、あらかじめご理解のうえ、期間内でのお手続きをお願いします。

## 5. 取扱店舗の遵守事項

- (1) 使用者が使用期間中にクーポン券を持参したときは、クーポン券額面分の物品販売、サービスの提供を行う。
- (2) 登録時に配布されたステッカーや三角ポップを消費者の見やすい場所に掲示する。
- (3) 使用者から受け取ったクーポン券には、必ず店舗名、利用日を記入し押印する。
- (4) クーポン券に他店の押印等あるとき及びカラーコピーなどの不正使用の疑いがあるときは、そのクーポン券の受け取りを拒否するとともに速やかに、担当者もしくは事務局まで連絡する。
- (5) クーポン券の交換、譲渡、売買、再使用は禁止する。
- (6) クーポン券を事業取引に使用することは禁止する。
- (7) 本事業に関して実態調査等を行うときは、報告等の協力をする。
- (8) その他、主催者並びに協力団体からの指示に従う。

## 6. 取扱店舗資格の喪失等

本要領に明確に違反する行為が認められた場合は、取扱店舗の登録を取り消し、場合によっては損害金の請求を行うことがある。

## 7. 損失等について

使用者から受け取ったクーポン券の紛失、破損、盗難及び換金期限切れ等による損失は、取扱店舗の負担とし、主催者並びに協力団体はその損失を一切補償しない。

## 8. 緊急事態宣言の発令等、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応について

新型コロナウイルス等の感染症の拡大、天災事変、その他事由による緊急事態宣言の発令またはそれに相当する措置がなされる場合、事前の予告なく本事業の中止、中断、実施期間並びに内容の変更を行う場合がある。その際、取扱店舗は主催者並びに協力団体からの指示に従うこととする。

以 上